

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：衛生費 項：保健予防費 目：精神保健費

事業名 依存症対策総合支援事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部 保健医療課 精神保健福祉係 電話番号：058-272-1111 (内 4806)

E-mail: c11223@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 15,001 千円 (前年度予算額：9,994 千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄 附 金	そ の 他	県 債	一 般 財 源
前年度	9,994	6,176							3,818
要求額	15,001	8,680							6,321
決定額									

2 要求内容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

依存症は、適切な治療と支援により回復が十分可能な疾患であるが、依存症の当事者は、自分が依存症だと気づくことができず、必要な支援につながらない状況にあり、また家族をはじめとした周りの方も、適切な接し方や医療や相談支援に関する情報も得られにくいことから、必要な支援を早期に受けられない状況にある。

そこで、県においては、治療拠点機関・専門医療機関、相談支援拠点を核とした専門治療並びに相談支援の充実、治療プログラムの普及・人材育成・家族支援等の事業を総合的に実施し、依存症の支援体制構築を推進する必要がある。

更に、昨今の新型コロナ禍における、様々な不安感を抱えた生活の中で、アルコール、ギャンブル等で不安を払拭しようとする行動が増えることも懸念されており、健康上の問題だけでなく、多重債務、貧困、虐待、自殺、など様々な問題につながる危険性も憂慮される状況下にある。そこで、依存症は病気であるという認識と早期対応の必要性について、県民に対する普及啓発・情報提供を重点的に実施することにより、依存症であるという「気づき」と「必要な支援につなげる」ための体制強化を図る。

(2) 事業内容

ア 地域支援体制推進事業

イ 【拡充】連携会議運営事業

→ (既存) 全体会議 / (拡充) 分科会設置

ウ 依存症専門相談支援事業

エ 依存症支援者研修事業

オ 【拡充】普及啓発・情報提供事業

→ SNS/新聞による公告 / 県民向けセミナーの開催等

カ 治療・回復支援事業

キ 【拡充】依存症患者の家族支援事業 → 家族教室・酒害相談開設回数増

ク 受診後の患者支援に係るモデル事業

医療機関が民間団体と連携を図り、依存症患者が継続的な支援を受けられることができるよう、医療機関受診後の患者支援に係る事業を実施。医療機関での治療が完了した後での民間支援(自助グループの支援を含む)を強化する。

(3) 県負担・補助率の考え方

県 1 / 2、国 1 / 2 (2) クは国 10 / 10

(4) 類似事業の有無 : 無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額 (千円)	事業内容の詳細
報償費	1,131	会議出席者、講師謝金、
旅費	750	会議出席者、講師、職員旅費
需用費	979	消耗品費、会議費、印刷製本費
役務費	108	通信運搬費
委託料	11,970	相談支援、支援者研修、普及啓発・情報提供、治療・回復支援、家族支援、受診後の患者支援に係るモデル事業
使用料及び 賃借料	63	会場使用料
合計	15,001	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 国・他県の状況

厚生労働省「依存症対策総合支援事業実施要綱」に基づき実施

事業評価調査書（県単独補助金除く）

- | | |
|-------------------------------------|--------|
| <input type="checkbox"/> | 新規要求事業 |
| <input checked="" type="checkbox"/> | 継続要求事業 |

1 事業の目標と成果

（事業目標）

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

依存症相談拠点を設置し、依存症専門治療機関を選定することにより、県内全域で依存症相談及び治療を行えるよう体制の構築を行う。その結果、県内全域で依存症相談及び治療・回復支援等が早期に行える状態を目指す。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値	目標	達成率
	(H)	(H)	(H)	(H)	(H)	%

○指標を設定することができない場合の理由

本事業は、依存症の治療・回復プログラム等の知見の集積や、医療機関や民間支援団体との連携を図り継続的な支援を行うことを目的としているため、すぐに効果が表れるものではなく具体的な目標や指標の設定にはそぐわない。

（前年度の取組）

- ・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）
- 依存症対策推進協議会 1回
研修会 2回

（前年度の成果）

・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果

依存症対策推進協議会において、関係機関との連携強化に向けた取り組みが行われた。依存症対策推進協議会は、令和元年度で終了となるが、今後は、新たに創設された県ギャンブル等依存症対策協議会、県依存症地域支援連携会議により、よりきめ細やかで深化した関係機関との連携が見込まれる。セミナーの開催により医療従事者等の能力の向上がされた。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

・ 事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ○：必要性が高い、△：必要性が低い	
(評価) ○	岐阜県における多量飲酒者の割合は全国平均を上回っており、県内における依存症回復支援体制を構築するとともに県内の依存症治療のレベルアップを図る必要があり、また、依存症が疑われる者に対し、相談される方の割合が非常に少ないことから、広く県民に依存症を正しく理解していただくための啓発強化を図る必要があるため、本事業の必要性は高い。
・ 事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ○：概ね期待どおり又はそれ以上の効果が得られている、△：まだ期待どおりの成果が得られていない	
(評価) ○	依存症対策推進協議会において、関係機関との連携の強化に向けた取り組みが行われた。また、セミナーの開催により、医療従事者等関係者の能力の向上がされた。
・ 事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ○：効率化は図られている、△：向上の余地がある	
(評価) ○	県内どの地域でも依存症対策支援が行えるよう依存症医療体制を整えていく必要がある。県内精神科病院に依存症治療・回復支援の取り組みを促進するには、依存症治療に対する専門的知識やスキルを有し、県内全域の精神科病院を取りまとめることができる組織力を有する岐阜県精神科病院協会が統括して事業を行うことで偏りなく事業を執行することができる。

(今後の課題)

・ 事業が直面する課題や改善が必要な事項 県内全域で依存症治療を行うための専門医療機関の選定には、国が定めた基準を満たす必要があり、設備や現在の診療科体制等、全部の基準を今すぐ満たす医療機関が少ないと思われる。
--

(次年度の方向性)

・ 継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 本事業は、県民啓発をはじめ、相談窓口の設置や医療機関向けマニュアルの整備を行い、それらに対する中間評価や課題の抽出を経て適切な支援方法や相談・医療体制の確立を図っていくもので、長期的な取り組みが求められるものである。
